

「工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針の一部を改正する指針」

改正後	現行
<p>工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針</p> <p>昭和 50 年 10 月 18 日 技術上の指針公示第 4 号 改正 平成 13 年 9 月 18 日 技術上の指針公示第 15 号 改正 令和 4 年 12 月 20 日 技術上の指針公示第 23 号</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各種工作機械</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 ボール盤 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 電動機の軸、ベルト及び主軸プーリーを覆う覆いは、その開閉がボール盤の運転とインターロックされていることが望ましいこと。</u></p> <p><u>(6) ドリル、リーマー、タップ等の工具は、起動位置において回転する主軸による危険を防止するための適当な覆い及びドリル、リーマー、タップ等の工具の切削点以外の部分を覆う適当な覆いを設けることが望ましいこと。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2-3～4 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針</p> <p>昭和 50 年 10 月 18 日 技術上の指針公示第 4 号 改正 平成 13 年 9 月 18 日 技術上の指針公示第 15 号</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各種工作機械</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 ボール盤 (1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) ドリル、リーマー、タップ等の工具は、その切削点以外の部分を覆う適当な覆いを設けることが望ましいこと。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>2-3～4 (略)</p> <p>3 (略)</p>